

平成29年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 9 号	平成29年度宝塚市病院事業会計予算	可決 (全員一致)	3月1日
議案第 2 6 号	平成28年度宝塚市病院事業会計補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第 3 1 号	宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第 3 2 号	宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 3 号	宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 4 号	宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 5 号	宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 4 1 号	和解することについて	可決 (全員一致)	
請願第 1 5 号	障害者の自立のため、心のケアに関する請願	採択 (全員一致)	

審査の状況

① 平成29年 2月24日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖
 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

② 平成29年 3月 1日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖
 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

③ 平成29年 3月15日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○若江 まさし 伊藤 順一 井上 聖
 北野 聡子 田中 こう 富川 晃太郎 三宅 浩二

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第19号 平成29年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

平成29年度病院事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

（平成29年度予算の概要）

外来患者数	延べ22万7,652人（前年度比 4,281人増） 1日当たり933人（前年度比 1日当たり14人増） 前年度当初予算比 1.9%増
入院患者数	延べ12万7,750人（前年度比 1,825人減） 1日当たりでは350人（前年度比 1日当たり5人減） 前年度当初予算比 1.4%減
病床利用率	80.3%（前年度当初予算比 1.4%減）
収益的収支	収入総額 117億5,788万5千円 支出総額 116億8,072万9千円 収支差引 7,715万6千円の黒字 （前年度比 7,335万円増）
資本的収支	収入総額 8億9,057万8千円 支出総額 21億598万4千円 内訳 建設改良費 8億3,811万6千円 償還金 12億6,786万8千円 収支差引 12億1,540万6千円の不足 当年度損益勘定留保資金及び一時借入金で補てん

○主な建設改良費

- ・施設改修事業 4億7,810万円
放射線治療棟建設工事や大規模改修工事などを予定
- ・医療機器 3億円
医療機器整備事業及び医療情報システムの新設を予定

論 点 1 予算の妥当性

<質疑の概要>

問1 従来から診療科別収支を明確にすべきと指摘しているが、公表できない理由は何か。

答1 診療科別損益計算では、基本的に人件費や設備経費等の固定費約80%と材料費約20%の割合となっている。診療科ごとに頑張れば頑張るほど収支がよくなると

いうものではない。平成 26 年度の整形外科を例にとると手術件数がふえ、収入は増額したが、手術に伴う材料費が増加したため、損益としては 200 万円の赤字が 2 千万円に膨らんだ。また、内科系の患者でも診療結果によって外科で手術を行うなど、診療科が連携して治療を行っており、病院全体として損益を図っていくべきものと考えている。

問 2 それぞれの部署で経営に責任を持つような体制を確立し、医師全体が市立病院の経営を意識すべきではないか。

答 2 各診療部門のトップに経営意識を持ってもらうことは大事である。院内で年 2 回行っている診療科ごとのヒアリングにおいて、認識を共有し、経営者としての意識を持ってもらうよう、努めていきたい。

問 3 消費税増税分は診療報酬で負担してもらえるのか。

答 3 国からは税負担分は補てんするとして、診療報酬で一定の上乗せはあるが、アウトソーシングしている部分については診療報酬ではすべてが考慮されないなど、実際には病院の規模によって補てんの割合は大きく変わる。消費税が 5% 課税の際の調査では、500 床以上の病院では 3 億円以上の損税が発生している。医療機関に対する消費税負担の改善については全国自治体病院協議会等を通じて国に要望している。

問 4 一般会計補助金のうち、院内保育所にかかる経費約 660 万円についての内容は。また、保育所は定員がいっぱいだと聞く。今後拡張する予定はあるのか。

答 4 保育所の運営は民間事業者に委託しており、定員は 20 名で利用者の保育料で運営しているが、赤字部分を委託料として支払っている。平成 28 年度に入って院外の保育所定員枠がふえた影響か、利用者が減少し、定員割れの状況となっている。

問 5 医療計画にある小児医療等在宅医療連携拠点事業について、この小児救急や医療の連携にかかる経費は一般会計からの繰り出しに入っていないのか。

答 5 小児救急については別に措置されている。小児医療は、診療にかかる経費が非常に大きい。在宅や関係施設との連携を含め、総務省の繰出基準に基づき、不採算の部分を市が予算の範囲内で一般会計から繰り出しをしている。

問 6 平成 29 年度からはじまる新病院改革プランのキャッシュ・フローの資金期首残高では約 15 億円だが、平成 29 年度予算案のキャッシュ・フローの資金期首残高では約 1.8 億円となっている。約 13 億円の差異が出ているのはなぜか。

答 6 収支的にはほぼ同じだが、未払い金の計上についての考え方が異なる。新改革プランでは投資分を未払い金として翌年度へ繰り越しているが、予算案は、当年

度内に支払うことで算定している。未払い金を計上する時点の違いで期首では差異が出るが、資金期末残高を比較するとほぼ同額である。

問7 一時借入金 10 億円はどこから借り入れるのか。

答7 市中銀行を想定している。

問8 水道事業会計や一般会計予算から借入れをしないのか。

答8 他会計借入金償還金として、水道事業会計からの長期借入金の返済に 6 億円の支出を予定している。なお、平成 29 年度一般会計予算は骨格予算であるため、借入れを計上していない。今後 6 月補正予算で考えていきたい。

問9 平成 26 年度から平成 28 年度までの中期事業計画では 3 億円の収支黒字化を見込んでいた。計画終了を目前にした現状はどうか。

答9 中期事業計画での目標と現状との乖離の要因である呼吸器内科医の拡充ができておらず、3 億円の黒字化には至らない。最終確定はできないが、収支は前年度を少し下回るものと予想している。

問10 平成 29 年度からの新病院改革プランのアクションプランがこの 3 月の時点でもできていない。本来はこのアクションプランが予算案に反映され、具現化していくべきではないのか。市民へはいつごろ示せるのか。

答10 平成 28 年度中に各部署への説明を終え、平成 29 年度早々にアクションプランを示したい。

論 点 2 今後の地域医療体制について

<質疑の概要>

問1 小児がんや希少がんの治療にも取り組むのか。

答1 市立病院では標準的ながんの治療に取り組むものとしている。小児がんや希少がん等の特殊な治療が必要になるがんについては、専門の医療機関を紹介していくことになる。

問2 病理診断科の新設によって、がんの発見率が高まり、命が救われる確率が上がることにつながるのか。

答2 病理診断だけではなく、画像診断やがんを発見する診断過程が重要になる。基本的には従来より診療の質が高まっていくものと考えている。

問3 新専門医制度が始まるが、市立病院への影響は。

答3 都市部の大学病院に新専門医が集中し、地方の地域病院を希望する新専門医の

減少が予測されたため、実施時期が1年先送りになっている。当院の基幹施設として内科系診療科での受け入れの準備を進めている。大きな影響はないと考えている。

問4 新病院改革プランでは、周産期医療については市内で分娩可能な診療所が3カ所あるので、通常分娩の提供体制は充足しているとのことだが、今後市立病院では分娩の体制は考えていないのか。

答4 市立病院での周産期医療の提供とは、高いリスクのある妊婦や開業医での緊急時のセーフティネットとしての役割を果たしていくことであると考えている。現状では、財政面及び人的な面から当院だけでは非常に負担が大きいため、2次医療圏として伊丹市と連携して取り組んでいる。また、通常分娩が可能な診療所が市内に3カ所あり、充足しているため、本院の産科を復活させるのは難しい。

問5 地域包括ケアシステムは健康福祉部が主導して医療と福祉の連携を進めているが、小児等在宅医療連携も同じように協議をしているのか、また、協議のシステムをつくっているのか。

答5 地域包括ケアシステムの対象の考え方は高齢者だけではなく、障がい者や子どもも含まれてくるが、現在の法律では高齢者になっており、高齢者を中心に進めている。

問6 小児等在宅医療連携については、病院だけで取り組むのは難しい。特別な配慮や財政負担も伴う。医療と福祉の連携や学校とのつながりも重要になる。医療福祉相談員が4名いるが、増員すべきではないか。

答6 地域包括ケアシステムをいかにつくっていくか、行政や他の団体との連携は3つの若葉の会を通じて深めていっているが、それぞれの接点をコーディネートしていく役割の重要性は十分認識している。健康福祉部とも協議していかなければならない事項だと考えている。

問7 合理的な配慮に関する院内での対応について、障がい者団体から病院と協議し、回答もいただいたが、その後の進展がわからないと聞く。協議した事項は予算案に反映されているのか、反映できていないのではないか。

答7 年に数回、経営統括部が窓口になって関係団体と協議し、関係部署にも周知している。合理的配慮の詳細については再度さまざまな意見をいただきながら、具体的な対応策を決めていきたい。

問8 市立病院は断らない救急体制を第一の柱に取り組んできたが、近隣の自治体病院でも救急体制が充実してきた。他の新しい柱になるような取り組みが必要では

ないか。

答8 他院が救急受入をふやしていることは良い傾向であり、危機感を持っていない。今後、がん診療が本院の新しい柱になるものと考えている。がん診療は治療とともに患者とその家族の心のケアが大事である。相談機能を充実させていくことで患者をふやしていきたい。

問9 兵庫県地域医療構想では、阪神北圏域では3次救急医療と回復期病床の不足が大きな特徴としてあげられている。新改革プランでも3次救急医療の提供体制の確保に向けて取り組んでいくと掲げているが、今後どのように取り組んでいくのか。

答9 現状では3次救急が阪神北圏域にないが、施設的な整備はすぐできるものではない。まずは阪神北圏域の公立病院において各病院が持つ機能でどう補完していくか、議論を深めていきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成29年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第26号 平成28年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）	
議案の概要	
<p>平成28年度宝塚市病院事業会計予算について、下記のとおり補正するもの。 （資本的収入及び支出）</p> <p>病院事業費用の予定額 21億2,128万3千円（1億6,252万7千円の増額）</p> <p>平成28年度の病院事業における兵庫県市町村退職手当組合への超過負担分について、一般会計から負担を受けるもの。</p>	
論 点	退職手当組合の負担金について
<質疑の概要>	
問1	退職手当組合負担金が病院事業会計にとっては、大きな負担であった。市を通して退職手当組合に負担額の見直しを要望し、普通負担率が改定された。新年度以降、病院事業会計にどのような影響を及ぼすのか。
答1	平成29年度から平成30年度までの2年間について、病院事業のみ普通負担率が1,000分の155から、1,000分の75に見直されたが、それ以降については未定である。市としては引き続き、負担率引き下げの継続を要望していきたい。
問2	平成29年度からの負担率の改定により、この2年間は一般会計からの新たな法定外繰り入れをする必要はなくなるのか。
答2	平成29年度について、軽減後の負担金は1億7千万円余と算定している。この1億7千万円余が退職金給付債務に相当する額となるため、退職金給付債務を越えて今回補正予算で一般会計から繰り入れる額に相当する額はなくなる。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第31号 宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成29年度の国民健康保険税の税額などを改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

(改正の内容)

・基礎課税分

所得割税率について 現行6.8%を8.4%に

均等割額について 現行25,500円を31,600円に

平等割額について 現行21,600円を23,900円に

・後期高齢者支援金等課税分

所得割税率について 現行2.7%を2.2%に

均等割額について 現行10,300円を8,900円に

平等割額について 現行7,300円を6,200円に

・介護納付金課税分

所得割税率について 現行3.1%を2.7%に

均等割額について 現行13,700円を12,100円に

平等割額について 現行7,000円を6,200円に

論 点 改正の妥当性

<質疑の概要>

問1 医療費の増加についての対策は。

答1 医療費は、毎年前年度比で約3.3%ずつ伸びており、特に調剤費が上がっている。医療費の抑制には、以前から取り組んでおり、国民健康保険運営協議会においても議論している。特定健診の受診率や保健指導の利用率の向上など、データヘルス計画に基づく保健事業の取り組み、健康づくり事業への取り組み、レセプト点検及び後発医薬品の利用促進等、国民健康保険事業全般において、一層の歳出削減を引き続き進めていきたい。

問2 平成26年度から3年経過し、国民健康保険事業経営健全化プランが終了する。2分の1の公費負担と税率改定による被保険者負担、双方の負担が増大している状況で、この2分の1ルールにも限界がある。プラン終了後、県の広域化を意識した上での、国民健康保険財政の健全化について考えているのか。

答2 平成30年度以降、県の広域化で、どういう仕組みになるのか示されておらず、議論ができない。本市独自の2分の1ルールの考え方はなく、一般会計からの繰り入れもせず税率を示すと聞いているが、本市の考え方が継続できるかは不明で

ある。詳細が明らかになれば、改めて検討したい。

問3 兵庫県下において、本市の収納率は、県の41自治体中37位と悪い現状にある。本市の収納率が、他自治体に比べて低い理由は。

答3 国民健康保険の被保険者は、低所得者が多い。滞納者の納税相談等については生活状況を把握する中で、分納や減免制度の活用やせいかつ応援センターにつなげる連携など丁寧な対応をしているが、滞納者は8千世帯と多く、件数がさばけていない現状にある。

問4 件数が多く業務が追いつかず、収納率が上がらないのであれば、税率改定を行う前に、市税収納課の職員をふやせばいいのでは。

答4 収納率を上げるために、文書で督促や催告をしたり、休日の納税相談や納税案内センター等を毎年充実させ、納税者と接触する機会をふやすなどに努めている。創意工夫する中で、今後も納税者との接触をふやして、収納率向上に努めたい。

問5 国民健康保険財政は、本市の財政に影響を与えていると感じる。改善に向けての考えはあるのか。

答5 キャッシュ・フローの関係からすると、国民健康保険の納期は7月から始まり9期となる。4月から6月は税収がなく、支出する際に現金の調達が必要との指摘を受けている。現行のシステムを改修すると1億円程度かかるとのことで、平成31年4月から新しい基幹系のシステムが稼働するが、その中で納期をふやしてできるだけ早い納付を考えている。

問6 国に対していつ、どのような要望を行ったのか。

答6 国民健康保険財政の基盤強化ということで、年2回副市長会、近畿市長会、全国市長会を通じて、また近畿都市国民健康保険者協議会からも要望を行っている。その内容は、国庫負担金の負担割合の引き上げ、子ども医療費助成にかかる国庫負担金の減額措置の撤廃という両面の要望である。

問7 毎年の国民健康保険税の値上げで、市民に負担を求め、今回の値上げにより、年間所得200万円の一人世帯で31万800円、年間所得300万円の4人家族で57万7,400円まで上がる。自治体として、本当に適切であるのか。国民健康保険運営協議会では、どのような議論があったのか。答申書にある、社会保障の一環としての国民健康保険制度や、国民皆保険体制の中核をなす重要な役割についての議論はあったのか。

答7 国民健康保険運営協議会の中では、世帯ごと家族構成ごと、平成26年度からどれだけ値上がりしているかの表を示すとともに、算定の仕方としてどの収納率の

数値を見ていくのか、平等割などの率をどのようにすれば負担が軽くなるのかなどについて議論した。社会保障としての国民健康保険制度のあり方などについては、今回議論されなかった。

問 8 10 億円の累積赤字を放置してきたことについて、財政処理上、やむを得ない処理だったと認識しているのか。

答 8 平成 26 年の累積赤字が最大で約 17 億円であり、平成 26 年から財政支援が始まった。一般会計からの繰り入れや税率改定を、長年先送りしてきたことなどの要因が重なり、累積赤字が膨れ上がった。単年度赤字についても、毎年赤字が発生しており、繰上充用で対応せざるを得ない状況が続いており、もっと早期に対応するべきであったと考えている。

問 9 国民健康保険税を値上げすることで、赤字がどこかで解消されると考えているのか。

答 9 将来を見据えることは難しく、インフルエンザが流行すると何億円と医療費がふえたりする。単年度赤字の解消のためには、現行制度のままでは、平成 36 年度くらいまで毎年の値上げが必要と考えている。

問 10 収納率を上げるために、何か工夫しているのか。

答 10 減免や分納の対応や滞納処分への早急な対応など、今後研究の必要があると認識している。また、本市の平成 27 年度の口座振替の割合は 49.4%であり、県の実地調査においても、県の口座振替率の平均より低いいため、積極的な口座振替の推進を指摘されている。

問 11 平成 31 年 4 月から基幹系システムに変わる際に、現在の納期を 9 期から 10 期にふやすことは決定と考えてよいのか。

答 11 平成 31 年 4 月から基幹系システムが稼働するが、そのシステム構築にあたり、納期の回数をふやす予定である。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論 1 多くの人が値上げの影響を受けるという点で、反対とする。国民健康保険の加入者の 8 割以上の方が、所得 200 万円以下であり、社会保障の応能負担の原則を考えると、これ以上の市民負担には限界があり、本市の減免制度もまだまだで不十分である。重要であるのは、国民健康保険制度を社会保障の制度としてどうするのかで、収支予測は難しい現状の中で、赤字解消のためには、一般

会計で賄うしかない。再度、国民健康保険運営協議会で、市民生活の実態にあった議論をしてほしい。

(賛成討論)

討論 2 3年連続の税率改定で、市民負担が増大しており心苦しいが、国民健康保険事業経営健全化プランの方針に基づいたもので、値上げはやむを得ないとし、賛成する。今後はより一層、被保険者が納税しやすい環境整備を徹底し、収納率の向上を図った歳入の確保と、国民健康保険財政全般において歳出の抑制に努め、それとともに、今後は市民の生命と健康を支える社会保障の仕組みとして、財政基盤の強化も図ってほしい。平成 28 年度で終了する経営健全化プランにかわる新しい方策を、国民健康保険運営協議会で早急に検討してほしいと考える。

審査結果 可決 (賛成多数 賛成6人 反対1人)

平成29年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第32号 宝塚市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
平成27年度から実施している一定の低所得者に対する保険料の軽減措置について、消費税率の引上げ延期に伴い、引き続き、平成29年度も現行の措置を継続するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第33号 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

地域包括ケアの構築を目的とする、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法が改正され、定員18人以下の小規模通所介護が、地域密着型通所介護として市が指定する地域密着型サービスに移行したことに伴い、その運営基準などを定めるとともに、介護保険サービス提供に関する記録の保存年限を2年から5年に延長するため、次の3つの条例について、条例の一部を改正しようとするもの。

【改正する条例】

- (1) 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- (3) 宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 本市において、現行の文書保存年限が2年であった理由は。

答1 厚生労働省令で定める基準で文書の保存年限を2年としていたこと、また介護保険給付を受ける権利の消滅時効が2年であったことから、本市は条例で定める際に、2年とした。今回、地域密着型サービスが市に移行するタイミングに合わせ、各市の状況や返還請求の時効等も勘案して、保存年限を5年と定めた。

問2 文書保存年限が2年から5年に変更になることについて、周知の方法は。

答2 変更があった場合、事業所の方に集まってもらい説明会を開催する。今回も3月の下旬に説明会の開催を予定している。

問3 運営推進会議は、誰が招集するのか。

答3 今回、小規模通所介護が市指定の地域密着型サービスに移行したことに伴い、地域に開かれた施設、サービス事業所であるという趣旨も勘案され、運営推進会議が設置された。会議の招集は事業者がする。また、平成28年4月から経過措置が設けられており、厚生労働省令で定める基準に基づき、すでに運営推進会議を開催して

いる。

問4 運営推進会議の構成員となる、地域住民のイメージとは。

答4 自治会や老人クラブの代表の方、民生委員が想定される。また、事業者からそういった方々の名簿提供の依頼があれば、各自治会、老人クラブ、民生委員の方に説明し、協力をしてもらおうようお願いしている。事業者から依頼があれば、可能であればそのような方に会議に参加してもらうことになる。

問5 事業者にはおおむね6カ月に1回以上の運営推進会議の開催が義務付けられているが、開催しなかった場合、罰則はあるのか。

答5 罰則規定はないが、市が指導監査をすることになる。

問6 運営推進会議の構成員である、利用者や地域住民の方に会議に出席してもらうことで、謝礼等、費用は発生するのか。

答6 運営推進会議の主体は事業者であるが、基本的には支払われないと聞いている。

問7 まちづくり協議会などの地域施策との連携についての考えは。

答7 地域住民に協力してもらいながら、さまざまな施策を進めている。今回の運営推進会議についても、地域で事業者がサービスを提供する中で、サービスの質の確保や向上を図ることを目的としており、地域住民にあまり負担がかからないように配慮している。今後、担当課とも相談しながら進めていきたい。

問8 運営推進会議において、評判が悪いとなった際、市は改善命令を出すことはできるのか。

答8 それだけで改善命令を出すことはできないが、市には事業者指導の権限があるため、実地指導等において基準省令違反等があれば、後日事業者に対して改善命令を出すことは可能である。

問9 市内45の地域密着型サービスの通所介護の事業所すべてが、運営推進会議を設置しているのか。以前から市が、地域とのかかわりを推奨していたのか。

答9 設置していない事業所もあると思われるが、全ての事業所が設置できているかどうかは把握していない。以前から運営推進会議のようなものを設置しているデイサービス等はあった。また、事業者が独自に地域とのかかわりをもっていたところもあった。市が働きかけたのは規定ができてからで、平成28年4月に説明会を開催し、名簿等の関係で自治会や、地域包括支援センターの協力を得て、実際には7月以降に始めている。

問10 市と事業者の連絡会議について、今後開催していく予定はあるのか。

答10 制度改正があれば市が説明会を開催するが、連絡会議を設ける予定はない。事業者協会や社会福祉協議会が行っている連絡会に、加入しているデイサービスはある。また、介護保険事業者協会の中に通所介護・通所リハビリ事業部会があり、2カ月に1回開催しており、必要であれば市も参加し、説明を行ったりしている。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第34号 宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成29年度から宝塚市立花屋敷グラウンドに夜間照明設備を設置することに伴い、夜間照明の利用料金を設定するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 グラウンドの整備当初から、照明用の支柱は設置していたのか。また、市で照明機器を設置する予定はなかったのか。

答1 強度をある程度強くし、なおかつ長めの支柱を6本設置していた。平成25年にグラウンド整備を始めており、地域の方の理解を得た上でできるだけ早い開設を目指していたため、当初、地域の方には9時から夕方17時までと説明していたが、将来的に夜間も運営できるよう、支柱については事前に整備していた。

問2 近隣自治会等への説明事項及び説明会での主な意見や要望について、市としての考えは。

答2 交通ルールについては、現在取り組んでいるところであり、注意事項を確実に伝えること、注意書きをしたチラシ等の配布を徹底している。高校生の自転車の過剰なスピードに関しては、その高校の指導者に対して直接伝え、注意書きも渡している。また、市のサッカー協会からも全体に影響が出るため、ルールを守るよう申し入れをしてもらっている。利用者も含め全体として、ルールを順守してもらうよう努めている。

問3 条例上は21時までとある。今回、指定管理者が利用時間を20時までと設定しているが、20時までと明示されていないことで、地域の方との意見の食い違いが生じる。明文化し、周知することが必要ではないか。

答3 地域の方には、従前から20時までの運用との説明をしており、今後の運用も20時までとしていく。仮に21時までに変更する場合は、改めて地元の方に説明をする予定である。また、利用に関しての運用規定や独自のホームページには、20時までと明記する予定で、施設の予約システムにおいても20時までと明記した上で、20時までしか入力できないようにする。

問4 どのような夜間照明機器が設置されるのか。

答4 LED照明であり、業者の設計上の照度は、平均120ルクスである。グラウンドに6本の支柱があり、それぞれの支柱に三、四機ほど設置するため、合計で22

機程度を設置する予定である。明るさに関しては正確に把握していないが、サッカーの練習ができる最低限の明るさである。

問5 他市との料金の比較は。

答5 同程度の施設や設備、支柱の数で比較すると、西宮浜グラウンドは1時間につき2,400円、篠山市の今田グラウンドは1時間につき3,000円、猪名川町のスポーツセンターグラウンドは1時間につき5,400円となっている。

問6 夜間帯の利用見込みは。

答6 本市の高司グラウンドにも夜間照明が設置されているが、平成28年10月の1カ月の夜間帯の利用は、31日中16日と約半分がサッカー利用であることや、サッカー協会からも花屋敷グラウンドにおいて、夏場における20時までの利用要望を受けており、夜間照明の設置が積極的に望まれていることから、17時以降の利用についてはニーズが高いと判断している。他市の状況においても、夜間帯のサッカー利用が多い。

問7 野球に関して、夜間利用は可能であるのか。

答7 当初から多目的グラウンドの部分にしか、支柱を設置していなかった。野球のボールは小さいため、新たな照明設備が必要で、その分費用もかかる。現状では、野球側には夜間照明設置の予定はない。

問8 野球であれば、どの程度の明るさが必要になるのか。また、花屋敷グラウンドにおいて、野球の利用希望があった際の対応は。

答8 硬式、軟式、ソフトボールでそれぞれ異なる。例えば軟式では、内野で500ルクス、外野で300ルクスは必要である。本市では規模の関係で、少年野球及びシニアの野球のみ利用許可しており、少年野球であれば高司グラウンドを勧めている。高司グラウンドの照度は、内野で約700ルクスである。

問9 北側からのアクセス道路の整備について、現在街路灯は設置されているのか。また、グラウンドの付随工事として、市や教育委員会が工事をする予定はあるのか。

答9 今現在、照明等はない。北側の道路から車は入ってくるできないため、利用者はほぼ南側の道路から、車やバイク、自転車でアクセスされる方が多いと考えている。距離も遠く、あまり徒歩で来るところではないが、今後整備し環境を整えていきたいと考えている。

問10 夜間の出入りに関して、野球場グラウンド周りの道路の外灯は整備されてい

るのか。	
答10 一部は球切れしていたので、新しいものに入れかえをし、夜間帯でも利用できるよう整備している。	
自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第35号 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

市立病院の診療科目として新たに病理診断科を加えるため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 新設科の効果について

<質疑の概要>

問1 現在策定中の新病院改革プランと新しい診療科が独立する整合性は。

答1 新病院改革プランの中でがん診療の拠点化を目指しており、病理診断の専門医の常勤化ががん診療拠点病院の必須条件となっている。

問2 新設される病理診断科が収支面でどう影響を与えるのか。

答2 病理診断科は単独で患者を診る診療科ではない。内科や外科等から依頼を受け、診療報酬も内科や外科に収益として入る。

問3 病理診断科の新設は、がん診療拠点病院に向けてという他に何か経過はあったのか。

答3 従前から大学側とも協議しており、今回話が整い、本年4月から病理医を採用することになった。

問4 病理診断科を担当する医師というのは多いのか、状況はどうか。

答4 医師数は少ない。病理医は患者と直接接することはなく、裏方的な役割だが、病理診断に興味を持ってもらえるよう、今後臨床研修のプログラムに入れていきたいと考えている。病理医を目指す方の教育もしながら常勤化率を上げていきたい。

問5 病理診断の中に病理解剖がある。亡くなられた患者の御遺体を提供していただくことになるのか。

答5 病理解剖は病気の原因解明や治療が正しかったかどうか判断するためのものであり、多くは組織診断である。ご遺族から原因解明を希望される場合と今後の医療のために病院側からご遺族にお願いする場合がある。病院としては原因解明の剖検を行うことで医療技術の向上につながるため、剖検率を上げていきたい。

問6 今回、病理診断科の専門医を正規に採用する。アウトソーシングではなく、自

前で病理診断を行うほうが経済的と判断したのか。

答6 これまで病理に関する対応として、アウトソーシングで兵庫医科大学病院に診断を依頼する部分もあったが、多くは応援医師で対応してきた。今回常勤化にすることのメリットとして、がんの外科手術の場合など、摘出部分を手術中に病理診断することで、迅速に摘出範囲が判断でき、患者の身体的な負担軽減にもつながる。また、研修医の指導・教育、院内での検討会で病理医の意見をもとに反省ができたりするなど、病院内にも好影響がある。

問7 病理診断科新設による収支では、収入が720万円の増、支出が人件費で1,500万円の増、報償費で1千万円の減、委託費が240万円の減になるとのことだったが、その内容は。

答7 10年以上の経験を要する常勤医師を採用することで病理診断加算が追加され720万円の上乗せになる。支出としては、採用する医師の人件費が1,500万円の増額になる。一方、病理診断の応援医師に支払う報償費及び委託費が減額されるため、差し引き460万円の収入増となる。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第41号 和解することについて

議案の概要

平成27年9月18日に発生した、市立安倉北小学校での運動会の練習中の負傷事故に関して、相手方に生じた損害の賠償金として80万円を支払う内容で和解しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 傷害慰謝料60万円の算定根拠は。

答1 大阪弁護士会交通事故委員会が発行している、交通事故損害賠償額算定のしおりを参考にしており、治療期間が約2カ月半であったことから、2カ月と3カ月の中間値である60万円で合意したことによるもの。

問2 学校園において、把握している事故件数は。

答2 平成28年度において、小学校は14校、事故16件、骨折1件、中学校は4校、事故12件、骨折5件あった。

問3 学校園においては、さまざまな怪我や事故がある。今回の事案に関しても、明らかな過失があったとは思えない。損害賠償になる場合とならない場合の違いとは。

答3 通常の治療に要する費用、学校事故による後遺障害については、日本スポーツ振興センターから全額給付されるが、送迎にかかる費用やその間休まなければならなかった習い事の月謝も、保護者が損害と判断して賠償を求めたい場合は、損害賠償でき、保護者の思い次第で損害賠償できるということとなる。ただし、日本スポーツ振興センターから支給される費用に関して、学校管理下で起きた事故についてであれば、過失は問わず全額給付されるが、損害賠償であれば、故意、過失、瑕疵があるかどうかを勘案した上で、損害賠償するかどうか判断される。また、一般的に後遺障害が出た場合において、損害賠償請求が多い。

問4 過失があった場合に損害賠償となるのであれば、体育の授業や部活等で起こったほとんどの怪我の事案が、損害賠償事案となるのでは。

答4 今回の事案は学校における事故で、生徒の過失は全くなく、責任の所在は学校側にあり、学校に何らかの瑕疵があったと認定され、安全配慮義務違反となり、損害賠償の支払いが発生する。また、学校管理下で起きた事故については、無過失責任となり、全て学校が補償する必要があるという考え方もある。

問5 損害賠償事案となると、学校に瑕疵があったとして扱われる。今回の事故を受けて、何か整理したことはあるのか。

答5 安全配慮義務違反は、例えば学校が安全確保しなければいけないのに事故が起きたということ、債務不履行とみなす考えもある。法的な話であるので、市で整理できる話ではない。今後、このような事案がふえてくると認識しているため、体育の授業等が制約され、学校の活動がやりにくくなる可能性は考えられる。

問6 組体操についての考え方は。

答6 今回の事故は全国的に話題となり、国や県から平成28年4月当初に実施についての通知があり、組体操の実施における留意点を、各学校長に通知している。実施の決定については、集団演技のねらいが何であるか、達成感等どうということが求められるか全教職員が十分認識した上での計画をするようにと通知している。児童生徒の安全性を最優先した演技内容の計画の作成、体格や体力など児童生徒の状況を十分に考慮した上で、安全に補助ができる内容等、項目が複数あるのだが、安全を優先した計画を立てた上での指導をするようにしている。運動会、体育大会は学校が主体となるが、保護者や地域の強い思いも込められている。一定の留意点を示し、検討した上で、平成28年度も実施した。

問7 この議案は、子どもがかかわる事故にもかかわらず、学校名が出ている。プライバシーの配慮が欠けているのではないか。

答7 議会へ議案送付をした際、ホームページや市民資料閲覧コーナーにおいて議案書を公表しているが、相手方の名前については伏せており、配慮はしている。議案書については、中身の説明の際に必要な情報と判断し、学校名を記載し、伏せるまでの配慮はしなかった。議案の説明の際に、一定の場所の特定は必要であるが、学校名まで必要なのかについては、今後検討する必要があると考えている。

問8 今回の事故が報道されたことによる、当該小学校への影響は。

答8 子どもの様子に特に変化は見られないが、今後も注視していく。また、保護者からの問い合わせや意見等はなかったが、変化が見られる場合は対応する。

問9 教育委員会の今後の指導については。

答9 本市の子どもの運動能力に課題があり、子ども一人一人に運動能力を培っていく指導の上で、体育の授業の継続は必要と認識している。運動会の行事については、集団演技のねらいを各学校で議論をし、運動能力を高めるだけでなく、一人一人の満足感や、友達と協力をしてやり遂げた達成感など、子どもたちの成功体験をどう積み上げていくか、非常に意義があると考えている。平成28年度は、

体育担当者への研修や、各学校に組体操の支援員を派遣して指導研修を実施し、怪我がないような方向での取り組みをしている。また、低学年から体づくり運動や器械運動をしていった最終が組体操であるので、その教育過程を変えていくという話もある。学校としての考えを示し、行っていることをしっかり説明できるよう、教育委員会としても支援していきたい。

問 1 0 公的な法的援助機関などの救済機関が必要ではないか。

答 1 0 市顧問の弁護士がいる。教育委員会にも、一人顧問弁護士がいる。今回の件についても、相手方の弁護士から資料請求があれば、弁護士と相談して資料の提出等をしている。

問 1 1 組体操は、集団としての力が高まっていくよい機会で、他では得ることができない達成感もある。組体操の価値を簡単にはなくしてほしくない。丁寧な指導や安全対策の徹底を十分にし、後ろ向きの指導にならないよう、さまざまな工夫をしてもらいたい、教育委員会としての考えは。

答 1 1 成長期にある子どもが、授業、部活動、組体操等で怪我をすることは残念である。全学校の教職員が、スポーツの楽しさや達成感を味わってほしい、体験してほしいと思っているが、スポーツは危険を伴い、難しいこともある。実施するのであれば、組体操のねらいや意義を捉え、各学校がしっかり計画をし、全教職員が認識を共有した上で、今後も安全対策をしっかり行っていく。今回のような事故を繰り返さないよう、指導者の安全指導や指導のあり方、指導技術の向上といったところを押さえながら、今後やっていきたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第15号 障害者の自立のため、心のケアに関する請願

請願の概要

<請願の趣旨>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月に施行され、宝塚市においても、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別を解消するための施策を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害がある人の人権を尊重し障害の有無に関わらず住みよい地域社会を実現することを目的として、「宝塚市障害者差別解消に関する条例」を平成29年1月1日に施行された。

しかしながら、障害者は自立することが難しく、一つの仕事を続けることがなかなかできないのが現状である。それは障害者は体調不良になりやすく、仕事を休むことが多くなるからである。そのため、職場での人間関係がうまくいかなくなり、ストレスから辞めてしまうことが多い。職場での人間関係を職場で解決できれば一番いいが、障害者にしかわからないことも多く、障害者同士での理解・カウンセリングもさらに必要と感じている。障害のある人もない人も共に生きる社会のためには、自立に向けた取り組みが大事と感じている。

<請願の項目>

- 1 お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域で生きていくために、地域での自立生活を実現する手助けをする、ピアカウンセリングを増やす努力をすること。

<質疑の概要>

問1 ピアカウンセリングとは。

答1 同じ障がいをもった方、障がい当事者、あるいは家族の方などが、その方の悩みや不安を聴き、エンパワーメントをしたり、支援したりすること。そのような活動を総称して、ピアカウンセリングと呼ぶ。

問2 本市におけるピアカウンセラーの人数は。

答2 現在、社会福祉協議会に相談支援事業を委託しており、ピアカウンセリングも実施している。本市の障害者自立生活支援センターには、障がい当事者、ご家族を含めて15名のピアカウンセラーがいる。さらにセンターには、障がい者相談員も在籍しており、身体障がいの相談員が11名、知的障がいの相談員が5名、精神障がいの相談員8名がおり、相談を受けている。

問3 紹介議員として、本市において39名程度が相談業務に携わっている状態について、適正であると捉えているのか。

答3 ピアカウンセラーをふやしてほしいと請願項目にあることから考えると、不足していると感じている。

問4 紹介議員として、請願項目にある「きめ細かなサポート」をどう捉えているのか。

答4 今以上に丁寧なサポートをしてもらいたいという請願者の気持ちをあらわしたもので、障がい者がもつ不安を解消できることと考えている。

問5 職場環境に関しての問題解決であれば、本市の障害者就業・生活支援センターあとむへ相談があり、心のケアと同時に考える必要がある。ピアカウンセリングは心理的なもので、職場に出向いて指摘できるものではない。紹介議員として、今回ピアカウンセリングを請願として提出した意図は。

答5 悩みはそれぞれ異なるため、解決の方法もさまざまである。あとむにおいて、就労につなげることは当然重要であり、機能していると思うが、現場の声をぶつけることは難しく、問題解決にならないことも多いと感じる。ピアカウンセラーであれば、当事者であり仲間で、心の痛みもわかり理解し合うことができる。何とか自分の力で踏ん張ることができるように、ピアカウンセリングをふやしてほしいという請願者の思いはわかってもらいたい。

問6 ピアカウンセリングの研修の開催には、お金も時間も必要である。ピアカウンセラーをふやすためには、本市だけでは難しく、近隣市との協同が必要な場合もある。また、それぞれの障がいや立場によって理解の仕方も異なり、さまざまなパターンが考えられる。本市として、ピアカウンセラー育成についての考えは。

答6 ピアカウンセラーの研修を行っているところで、研修を修了した方が対象となり、相談業務を行っている。現在、障害者自立生活支援センターでは研修を行っていないが、今後については、他市との連携も視野に入れ、障がい当事者や家族等の意見を聞きながら検討していきたい。

問7 ピアカウンセリングで得ることができる、エンパワーメントとは。

答7 その人の長所や能力に着目し、本来の力を発揮するために援助することをいう。援助により、本人が自分の能力や長所に気付き、自分自身のもつエネルギーやニーズを満たすために主体的に取り組むようになることを目指すものである。

問8 障がい者の差別解消を進めていき、支援をふやしていく中で、ピアカウンセリングの必要性は理解できる。紹介議員として、ピアカウンセリングは次の相談につないでいくなど、きっかけのための仲間づくり、理解者をふやしていくという認識でよいのか。また、現在も職場環境において、差別的な事例はあるのか。

答 8 落ち込んだ時に支えてもらうことは、その支えで踏ん張れることができ、次の段階に進むことができるという意味で、ピアカウンセラーがふえることは非常に重要だと捉えている。また差別的な事例に関しては、請願者がこれまで働いてきた中での経験からのもので、現在はほとんどない。

問 9 適切な医師の紹介や職場の悩みを相談できる環境など、十分な対応はできているのか。

答 9 障がいに関する全般的な相談は、障害者相談支援事業委託として、3法人に委託しており、それぞれ窓口を開設している。障害者相談支援事業所は障がい福祉サービス利用計画の作成の役割も担っており、そこにウエイト的に人手がいつているため、日常的な相談に十分に対応でき、人手が足りているかはわからない。今後、改善を検討している。

問 10 今後、どのようにピアカウンセラーをふやしてくのか。障がい当事者が、自らピアカウンセラーになろうと思ってくれるように、推奨する必要がある。何か具体的なアイデアはあるのか。

答 10 実際、制度がないかという申し出もあったが、仕組みとしては検討する必要がある。今後、障害者自立生活支援センターでの研修の開催も考えており、啓発なども含めて進めていきたい。

問 11 本市において、ピアカウンセラーになるための試験はあるのか。どのような仕組みで資格がとれるのか。

答 11 資格ではなく、試験はない。研修、講習という形で行っている。また、講習はさまざまところで実施されている。

問 12 ピアカウンセラーは、日本で統一されたものであるのか。

答 12 日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会も含めて民間資格であり、公式に統一されたものではない。障害者自立生活支援センターのピアカウンセラーにおいても、研修未受講の方を登録、委託することはしておらず、例えば精神障がいの方であれば、特定非営利活動法人あすなろが実施しているピアカウンセリング講座など、講座を受講したという事実を自立生活支援センターに一定の確認をし、受講修了者と面談をし、ピアカウンセラーとして活躍してもらう。公的にカリキュラムがあり、認定されるものではない。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	採択（全員一致）

